

部会の設置に関する規程

(平成24年4月13日規程第5号)

(目的)

第1条 この規程は、日本組織内弁護士協会定款第58条2項に基づき、部会の区割り、組織、権限及び議事手続等に関し必要な事項を定める。

(部会の設置)

第2条 本協会は、理事会の決議を経て、会員の帰属する組織（準会員にあつては最後に組織内弁護士であった際に帰属していた組織）の業種に応じた部会を置く。

(部会の区割り)

第3条 部会の業種の区割りは別途規則により定める。

(部会員)

第4条 会員は、前条の区割りに基づいて定められた部会に所属する。

2 部会の構成員を部会員と呼ぶ。

(部会業務)

第5条 部会は、理事会が依頼した事務を行うほか、部会が本会の目的に沿うと認め、理事会の諒承を得た業務を行う。

(正副部会長)

第6条 各部会に部会長1人及び副部会長若干人を置く。

2 部会長および副部会長は、部会員がこれを互選する。

(職務)

第7条 部会長は部会の事務を主宰し、副部会長は部会長を補佐する。

(任期等)

第8条 正副部会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した正副部会長の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 正副部会長は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第9条 部会長が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

2 副部会長が全て欠けたときは、遅滞なく少なくとも1人を補充しなければならない。

(部会事務局)

第10条 部会長は、必要に応じて部会に部会事務局を設置し、部会会員の中から部会の事務を補佐する部会事務局長1人、部会事務局次長若干人を指名することができる。

(規則)

第11条 この規程で定めるもののほか、理事会からの委嘱事務の実施に関する必要な事項は、規則で定める。

附則

第1条 この規程は、平成24年4月13日から施行する。